

公衆保健医師は兵役を免除されではいますが軍に所属し、軍医としての身分で保健所や保健支所に派遣される。したがって彼らは保健所の正規職員ではなく、契約公務員であるということでございます。保健福祉部が公衆保健医師の派遣に権限を持ちますけれども、保健所を設置する市・郡・区の長は、解任や採用の権限を持たないということです。

ほとんどの公衆保健医師は兵役の年齢制限があるため、医科大学卒業後すぐに派遣されます。派遣前に国立保健院の訓練部や地方公務員研修院で実施される研修を受講いたしますが、多くの公衆保健医師は臨床経験が短いという欠点が指摘されております。

以上です。

(金川委員) 質問というより、韓国の保健所への期待が、国民もそうだし、それから医師の間でもそんなに期待がないのかなという感じで、ちょっと淋しいという、公衆衛生に非常にコミットしている人間から見たら、大変淋しいなというところが正直なところの感想を受けました。

一つ質問ですけれども。保健所長の医師の要件の1ページから2ページにかけて、制度に係る変遷がございまして、1992年に保健所長は医師であるべきという通知が出されたけれども、大きな変化がないということでございますが、これは通知ということで、そんなに執行力というのでしょうか、力というのは、あまりないのでしょうか。

(武村主任研究官) 先生のおっしゃるように、確かに通知というかたちですので、あまり効力がなかったようです。基本的には任命権者は市・郡・区の長であるので、国の通知にはそこまで強い権限はなかったということです。

(金川委員) それから、もう一つ。この保健職の区分で、事務系の公務員ということで、保健職、日本でもいろいろな、今、国家公務員上級職と言わなくて、いろいろ、すみません区分が変わっているのかもわかりませんけれども、もし保健職で云々ということになると、かなりそういった保健的な要素なりの教育なりを受けた方というのが、普通保健職にアプライするのかなと思うのですけれども。こちらのほうは、事務系というのは例えどういう方なのでしょうか。

(曾根室長) 私が今回お会いした保健職の方たちに、バックグラウンドを伺ったところ、大学は保健関連の大学で、ここで触れた衛生とか環境とか、あるいは水道とか、そういうことを勉強して、そして日本でいう国家公務員試験を受けて事務職として入ったということでした。基本的にそういうバックグラウンドがあるという方が、保健職として採用されるということです。

(金川委員) なるほど。現実的には。

(曾根室長) はい。

(金川委員) でも、かたちとしては事務系という領域の中ということ。

(曾根室長) そうです。

(金川委員) はい、ありがとうございます。

(多田羅委員) まず2ページの下のほうから5~6行目のところに、「感染症以外の健康

危機対応を所管しておらず」ということで、健康危機対応は非常に弱体であるという感じがするのですけれども、感染症についても「医師が保健所長でない場合には、保健所で指揮を執ることはほとんどない」とう意味では、医師が保健所長でない場合には健康危機対応をやっていないということですか。やっていないというか、できないということですね。

(曾根室長) 保健所では基本的に報告であるとか、あるいは……。

(多田羅委員) それで聞こうと思っていたのですけれども、次の4ページにも「保健所は発生報告等を実施すればよいので、所長が医師でなくても十分対応できる」。これはどういう意味ですか。

(曾根室長) 韓国におきましては、例えば食中毒とか感染症事例が発生した場合は、それは先ほど言いましたように保健所長が医師である場合、ない場合で対応が違うのですけれども、基本的に市や道の保健環境研究員に防疫官とか疫学調査官という者が1～2名配置されておりまして、そこに連絡がいって彼らが実際に現場に行って疫学調査等をするということです。

(多田羅委員) そうすると、それを見落とした場合、どうなるのですか。それが問題なのですよ。そこでうまく見つかって上に連絡できたらいいけれども、保健所長が医師でないという場合、そういうことが見落とされるという問題があるわけですよね。単に報告したらいいというのでは、間に合わない場合があるのではないかね。

(曾根室長) 具体的な事例までは、伺ってきませんでした。

(多田羅委員) それから、4ページの少し上に「補佐することができるが、必ずしもうまく機能していない」とありますよね。ここも非常に我々、課題のところだと思うのですね。上から4行目の「所長を補佐することはできるが、うまく機能していない」。

(曾根室長) これは恐らく、この保健所に勤務する医師というのは、先ほど言いました公衆保健医で、しかも若い医師ということで、そういう経験があまりないことを指摘しているのだと思います。

(多田羅委員) だから、そういうところではやはり健康危機対応がうまく機能していないということになるわけでしょう。

(曾根室長) 基本的には、私の印象ですけれども、韓国においてはまだ日本ほど健康危機対応ということに対して。

(多田羅委員) 関心が高まっていないですね。

(曾根室長) 行政としての関心が、まだそれほど高まっていないという、そういう印象は受けました。

(多田羅委員) だから、危機ということに対する体制の検討というのが、それほど深刻に行われていなくて、まだその経験がないだけに現在のこの課題というものについても十分認識されていないということではないですかね。

(曾根室長) そういう面はあるかと思います。

(秦委員) 私も感想と質問なのですから。4ページの「関係者の反応」というとこ

ろで、国民の反応が全く関心がないと。医師要件については関心がない。ただ、とにかく質の高い診療をしてくれればいいという。そうだろうなと思うのですけれども。これは日本でも、似たような状況だと思います。こういう会議では皆さん、とてもそのことを一所懸命考えていらっしゃるのですけれども、地域でいろいろ聞いていますと「そんなの、どっちでもいいよ」という意見が結構多いのですね。「要するに、保健所としての仕事ができればいいじゃない」と。医師資格要件があること自体も知らない人も結構ありますですね。

そういう意味では、今、多田羅先生がおっしゃったように本当に危機管理とか、そういうことについて自分が責任を持つ立場の人と受ける側の人で違うのだろうと思うのですけれども。この「どっちでもいいよ。関心ないよ」というのは、多分、数からいえば日本でも同じような感じではないかなと思います。

あと、3ページの②のところに「医師の間では保健所医師の地位が高いとは認識されていない」と。報酬も低いことがあるのですけれども。日本の中では保健所長の医師というのは、大変医師の間で高く評価されているのかどうか、その辺を伺いたいなという気がしますが。これは厚労省の方に聞いたほうがいいですよね。日本の場合はどうでしょうか。

(吉村委員) 医師のほとんどが臨床医ですよね。どこでも恐らく、そうだろうと思うのですね。一般的に住民は、やはり病気になったときに助けてくれる人を求めているわけです。

ところが、予防という立場は、今はどうもないが、将来は危ないとか、何かあったときにはすぐ対応できるようにしようとか、普通住民の人たちが危機という……住民の人たちの側からすれば、あまり自分の身に降りかかるとは思っていないような状況のときに、いろいろなことをやらなければいけない。そうすると、住民サイドから「こういう医者はありがたいな」というかたちは見えにくい仕事のように思います。

(秦委員) いや、そうではなくて、医師の間で保健所長となる医師というのは、日本の医師の中では大変評価が高い存在なのだろうか、どうだろうかというのを教えてくださいとお願いしたのです。

(吉村委員) それは私が答えるべきあれではないかもしれませんけれども、一般的には報酬とかの面からいえば、やはり臨床のほうがいいですから、やはりそういうふうなかたちのところのほうがよく思われているのかもしれませんけれども、私自身は公衆衛生の立場なですから、そのところをどうやって社会的にも、それから医師の中でもキチッと評価するかというのは、これは国の施策といいますか、そういうふうなかたちにしていかないと、国民の一番大事なところが守られないのではないかと、私は気がしています。だから、そういう施策のほうにもっていかないといけないのでないかと思っているのです。

(秦委員) 今、予防については、ものすごく関心は高いのですね。いわゆる地域の保健センターレベルで、すごく今予防、特に介護予防とか、健康日本21とか出でています、非常に予防に対する関心は高まっています。一般に。

ここでは要するに健康危機みたいな。SARSとか、テロとか、そういうことが主に議論されていますが、それについては確かに言われたように一般の人は、多分自分は巻き込まれないと思っていると思うのですけれどもね。

だから国民の皆さん、例えば自治体レベルであっても、特に地方に行くと、日本でも小さな村では、保健所に診療所が一緒に設置されていて、そこが地域の診療を全体に担っているようななかたちが、たくさんあるのですね。やはり保健所というと診療してくれるところみたいなイメージを持っていらっしゃるところも、まだまだ多いのです。ですから、日本も東京とか大都会で問題を論じるときと、本当に山奥の小さな村に行くと、そういう状況では全然違うので、その辺も考慮して議論しないといけないのではないかと私は感じるのであります。

(吉村委員) 私自身も今からの地域での問題は、やはり保健所が中核になるべきではないかなと。今まで、ちょっと違っていましたからね。国のはうの指示で全部動くようなかたちになっていて。

しかしながら、やはりそれぞれの地域に保健所があるわけですから、しかもある一定の人口の中で設置してあるわけですから、そういう中で今秦委員がおっしゃったように地域の健康を、それは都会、地方といろいろあると思いますけれども、そういうところをキチッと担えるような責任と、ある意味では権限。それに見合うだけの組織、資質といいますかね。それが今から要求されるのではないか。

特に今、予防ということをおっしゃいました。そういうふうな意見も高まっているのは事実でございますので、そういうことにきちんと対応できるということが、私は保健所のこれからあるべき姿に。それだけの国民の期待にきちんと対応できるようなかたちにすべきではないか。そういう意味では、私は予防という観点からしても、キチッと全体をオーガナイズし、なおかつそういう判断ができるという。「あの先生がおれば大丈夫だ」というかたちの組織をつくっていただきたいなと、そういう意見です。

(金川委員) 今、秦先生のおっしゃる中で、少しピントが外れるかもわかりませんけれども。私はやはり、別にここで保健所のあるべき姿を論じるというわけでは決してないのですけれども、やはり保健所の中に個々の医師の先生方に診療機能を非常に優先させるかたちでの保健所機能は、それはできないのではないかと。もちろん診療的な機能もきちんと持つ先生方がいらっしゃるということは非常にいいと思うのですけれども、保健所そのものがだんだんと統合化されていく中で、一つずつの、個別個別の一人ずつの病気なり予防的な観点で、一人ひとりの住民の方に対応するということは、私はこれは保健所の先生には期待すべきではないかなと思っています。

そういう意味で、一次的というよりもかなり二次的なかたちでの国民へのサービスと。

私はやはりその辺は割り切っていかなければいけないのでないかなと思っておりますが。

一方、先生は非常に農村の山奥というかたちのお話ですけれども、私は現実の話をすれば石川県というところにおいて、どちらかというと山奥というよりも中的、地方的な地域かなと思って。保健所がかつて8つあったのが4つになったということでございますが。

おっしゃるように、保健所長さんの姿というのは、ほとんど住民には見えない。だから、せっかく一所懸命やっていらっしゃるのに、何か悪いというか、あまりいい立場ではない、損をしていらっしゃるなという感じはすごく受けてはいるのですけれども。ですから、そこは少し割り切るべきかなと思っておりますが。

決してお答えになったわけではないのですけれども。

(石井座長) ほかにございませんか。それでは時間の関係もありますから。

最後に一つだけ、私のほうから調査なさった点で、少し詳しい点をお伺いしたいのですけれども。3ページの「保健所長における医師の確保が困難な理由」というのがございますが。その一番最後のところに「医師が保健所長として勤務を希望しても、ポストを保健職等が確保して譲らない場合があり、医師が勤務することが困難である」。この辺をもう少し詳しく。

要するに、このページの一番上のほうにある「医師の資格を持つ者を保健所長に充員することが困難な場合」という、その困難が論理的には循環論になって。この辺は、実態がそうなってしまっているのかもしれませんけれども、調査をなさったほうで補足的に何かございましたら、お伺いしたいと思います。

(武村主任研究官) 今先生がおっしゃったように、法律上は原則医師ですけれども、先ほどの説明にもあったように医師が不足していたという状況で、困難な場合のほうが多かったので、医師以外の人が保健所長に任用されていました。そしてそれがずっと続いていますが、保健職が確保した官職を医師に譲るというのになるべく避けたいというある意味政治的な動きがあるそうです

(石井座長) そうすると、その保健所はズーッと医師が来なくなるパターンに入ってしまうわけですか。

(武村主任研究官) それも任命権者が市・郡・区の長であるので、その市・郡・区長が変われば、また政策として変わる可能性としてはある。

(石井座長) 実態としては、大体世襲的にそうなってしまう?

(武村主任研究官) 実際の所長の人事異動の具体的な経緯については今回の調査では明らかにはできませんでした。

(石井座長) ああ、そうですか。どうもありがとうございます。時間の関係もございますので。どうも本当にありがとうございました。

議事2のほうへ移りたいと思います。アンケート調査案等の検討に移らせていただきたいと思います。資料3、資料4のご説明を続けてお願ひいたします。

(平子補佐) それでは事務局のほうから、アンケート調査及び保健所長の職務の在り方

についてのご意見の募集ということについて、ご説明させていただきたいと思います。

前回、この資料3、資料4につきましては、あまり説明する時間はございませんでしたけれども、資料としてお付けしておりましたので、皆さん、委員の方々は見ていただいていることだと思います。

本日、中川委員のほうから、このアンケートに対するご意見が配布されておりますので、お手元にご確認いただければと思います。また、櫻井委員は本日ご欠席でございますけれども、欠席のご連絡をいただいたときに少しご意見をいただいておりますので、併せてご紹介させていただければと思います。

資料3、資料4、主に資料3に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。このアンケートにつきましては、保健所を設置しております127の自治体に対して調査を行いますけれども、基本的に衛生主管部局長に対して、このアンケートを行う。形式につきましては郵送による自分で書いていただく自記式によって行いまして、期間といたしましてはこの検討会でご議論いただいたあと、内容が固まれば12月下旬にも配布して調査を開始したいと考えております。

内容につきましては、以下骨組みが書いてございますけれども、このアンケートを取りまとめたあと、この検討会で再度ご報告させていただきたいと考えておるところでございます。

1ページめくっていただきまして、アンケートの内容につきまして前回と一緒に点につきましてはご説明を省かせていただきたいと思いますけれども、2ページ、3ページ、そして5ページのところを見ていただけたらと思います。

5ページのところの問3でございますけれども。下線が引いてございますが、「貴自治体の」という文言が付け加わってございます。問4につきましても「貴自治体において」という文言が付け加わっております。問5につきましては、「貴自治体において」という文言を付けさせていただいております。エについて「特に問題はない」という選択肢も付け加えさせていただいております。

1ページめくっていただきまして、問7でございますけれども。イの「募集していない」ということにつきましては、具体的な理由を複数回答可というかたちで「ア. 充足しているから」、「イ. 近い将来、再編整備を予定しているから」、「ウ. その他」というかたちで選択肢を準備してございます。

問8でございますけれども、サの「特にしていない」という項目を追加してございます。問9につきましては、「保健所に勤務する」という文言を前に付けさせていただくとともに、「キ. 特にしていない」という選択肢を付け加えさせていただいております。

問11でございますけれども、これは「(複数回答可)」ということで複数回答のことを付け加えさせていただいております。問14でございますけれども、問14と15は順番を前回と入れ替えてございます。問14の内容でございますけれども、「貴職の思うところを自由にお書き下さい」という文言を付け加えさせていただいてございます。問15でご

ざいますが、「医師以外の者が保健所長となった場合、何か」という「何か」という文言を追加で付けさせていただいております。

また、櫻井委員からのご指摘でございますけれども、ページを戻っていただきまして、ページ5の問5でございますけれども、今までの修正につきましては事務局のほうで事務的に検討した結果、修正が必要だと判断したものでございますけれども、櫻井委員のほうから意見がございました問5につきましては、この「貴自治体において、現行制度の問題点は何でしょうか」という質問については、内容的には「医師の確保が十分にできないために生ずる問題点は」というふうに明確化すべきではないだろうかというご意見をいただいてございます。

続きまして資料4のほうに移っていただきたいと思います。資料4につきましては、これは一般の方々に対しましてインターネット上でご意見を募集するものでございます。そのため、行政的な内容につきましては衛生主管部局長に対して行うアンケート調査、例えば所長の兼務の状況であるとか、勤務する医師の数であるとか、そういう行政的な内容については削除しておりますけれども、基本的には内容は同じものでございます。

ただ、一般向けでございますので、その趣旨をより詳しく明らかにするために、前のほうの文章が表紙として付いてございます。表紙につきましては、まずこの検討会によって保健所長の業務、所長の資質、保健所長の資格要件等の幅広い議論が行われていること。そしてその議論の取りまとめにあたって、広くご意見を国民の皆様方からいただくという趣旨で募集するということを明記してございます。

そして前回より付け加えさせていただきましたことは、少し注意点として、この趣旨というものを国民の皆様からの意見を幅広くお聞きし、検討会のご議論の参考にしていただくものという性質を明確にした上で、世論調査やアンケート調査のような国民の意見の構成割合を示すようなものとしては、いただいた意見からということになりますので、取り扱うことができないということを予めご了解いただくということを明記させていただきたいと思います。

参考資料のところにつきましては、前回お示しいたしました検討の方向性のものについて、少し題名を変えてございますので、それに合わせたかたちで整理してございます。

あと内容につきましては、衛生主管部局長に対するアンケート調査に合わせて修正を行っているところでございます。

以上のこのアンケート調査ご意見の募集につきましては、本日もご議論していただくと思いますけれども、参考資料2のところで出てくる「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」の観点から求められる保健所長の資格要件というものに対しまして、皆様方の意見をいただくというかたちで、考え方としては整理してございます。

以上でございます。

(石井座長) ありがとうございました。それでは、ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。